

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公表番号】特表2004-536032(P2004-536032A)

【公表日】平成16年12月2日(2004.12.2)

【年通号数】公開・登録公報2004-047

【出願番号】特願2002-550922(P2002-550922)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 6/00

【F I】

A 6 1 K 6/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成16年12月10日(2004.12.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

歯に接着する水溶性または膨潤性の支持物質およびその中に組み込まれている活性化合物からなる、局所的な歯の再石灰化処置のための歯科用接着フィルムであって、含有されている活性化合物が、任意にヒドロキシリオン、炭酸イオンまたは塩化物イオンも含む、フッ化物、フルオロリン酸塩、ヒドロキシアパタイト、フルオロアパタイトおよびこれらの混合物から選ばれる貧水溶性の微分散カルシウム塩であることを特徴とする歯科用接着フィルム。

【請求項2】

微分散カルシウム塩が、10～300nm(ナノメートル)の平均粒度を有することを特徴とする請求項1に記載の歯科用接着フィルム。

【請求項3】

タンパク質、タンパク質分解生成物、およびタンパク質またはタンパク質分解生成物の誘導体から選ばれるタンパク質成分が、さらに含有されていることを特徴とする請求項1または2に記載の歯科用接着フィルム。

【請求項4】

含有されている活性化合物が、貧水溶性カルシウム塩と、タンパク質、タンパク質分解生成物、およびタンパク質またはタンパク質分解生成物の誘導体から選ばれるタンパク質成分との複合物質であることを特徴とする請求項1～3のいずれかに記載の歯科用接着フィルム。

【請求項5】

タンパク質成分が、ゼラチン、カゼイン、これらの水解物およびこれらの混合物から選ばれることを特徴とする請求項3または4に記載の歯科用接着フィルム。

【請求項6】

タンパク質成分が、少なくとも0.1質量%、好ましくは1～10質量%の量で含有されていることを特徴とする請求項3～5のいずれかに記載の歯科用接着フィルム。

【請求項7】

含有されている支持物質が、植物性および微生物性ガム、セルロースエーテル、アクリル酸またはメタクリル酸およびアクリル酸またはメタクリル酸エステルのコポリマー、ポリビニルアルコール、部分加水分解ポリ酢酸ビニル、ポリビニルピロリドン並びにこれら

の混合物から選ばれる水溶性または水膨潤性の天然または合成ポリマー物質であることを特徴とする請求項1～6のいずれかに記載の歯科用接着フィルム。